

徳島市避難行動要支援者システム整備事業
質問への回答

【2024年12月26日記載】

Q.01 【別紙9.主なデータ量・件数について】 地図上に登録するデータと件数は、「別紙9.主なデータ量・件数」に明記されている以下のNo.という認識でよろしいでしょうか。

- No.1：避難行動要支援者
- No.2：行政地区
- No.3：自治会
- No.4：民生委員児童委員
- No.5：福祉避難所
- No.6：指定避難所、補助避難所
- No.7：居宅介護支援事業所
- No.8：介護支援専門員
- No.9：相談支援事業所
- No.10：相談支援専門員
- No.11：入所施設
- No.41：避難所

A.01 地図上に登録するデータと件数は、「別紙9.主なデータ量・件数」に明記されている以下のNo.のデータと件数です。

- No.1：避難行動要支援者数
- No.2：行政地区数
- No.3：自治会数
- No.4：民生委員児童委員数
- No.5：福祉避難所数
- No.6：指定避難所、補助避難所
- No.11：入所等施設
- No.41：避難所

なお、No.2:行政地区は、ある地点の座標登録ではなく、電子地図上で描画すること等による範囲指定を行うことを想定しています。また、No.3:自治会は、自治会事務局の所在地の座標登録に加え、自治会の区域を電子地図上で描画すること等による範囲指定を行うことを想定しています。同様に、No.4 民生児童委員は、民生児童委員住所地の座標登録に加え、担当区域を電子地図上で描画すること等による範囲指定を行うことを想定しています。

Q.02 【別紙9.主なデータ量・件数について】 避難行動要支援者など機微な情報（個人情報）が含まれると思いますが、データの提供は可能でしょうか。（磁気媒体やオンラインストレージを利用してのデータ提供など）

また、そのままのデータ提供が難しい場合、宛名番号と住所（地図上に登録する場所の情報）のみの提供は可能でしょうか。

A.02 調達仕様書にあるように、『第3作業の実施内容 13 情報システムの移行 (4)受注者は、本市の現行システムのデータベース等のデータについて事業拠点に持ち帰って解析を行いたい場合は、本市は個人情報を復元困難な状態に加工した状態にして、データを貸し出すものとする。』としています。質問の意図として、本市の実在する住所に対して、テスト的にデータが投入された場合に、正しく座標を設定できるかどうか機能の検証をしたいという用途であれば、提供は可能です。また、本番稼働に際しての移行データの編集加工の用途については、本市の他の業務委託と同様に、個人情報保護法等の法令や情報セキュリティポリシーの規定に則り安全に作業できるかどうかの確認点検をしたうえで対応するものとします。（さらに申し添えると、本市のクレデンシャル情報等の環境設定した機器、若しくは個人情報を含むようになった機器類の外部への持ち出しは不可としているため、作業手順等について思わぬトラブルとならないように計画を立ててください）

また、質問のあった提供手段は、例示の方法で可能ですが、データの容量、ウィルス対策等の判断が必要なため、プロジェクト計画書段階で協議決定とします。

Q.03 【調達仕様書 P.23「3.作業場所及び資源」について】 「応札希望者は入札参加申請書提出までに必要となる作業場所及び資源についての要望書を提出すること。」と書かれています。契約後、業務を進める中で、追加で貸与してもらう必要があると判断した資源等については、要望書に明記されていないものであっても、追加で貸与してもらうことは可能でしょうか。

A.03 調達仕様書に記載の『第8その他の特記事項 2 調達仕様書の変更手順』の内容のとおりに対応するものとし、受注者と本市との協議により、追加貸与の可否を判断するものとします。

以 上